



すみりんニュース No73

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

(この号の内容)

■大阪市廃止・分割で住民自治は拡充するのか？

～介護保険事業・社会福祉協議会を事例に～

武直樹(大阪市議員)……………2-9

■住吉隣保事業推進協会のうごき

隣保館の事業再開について……………9-10

理事会、評議員会等を開催しました……………10

ご寄付のお礼・お願い……………10-11

賛助会員を募集しています!……………11

「すみりん」ホームページを全面改訂しました!……………12

新型コロナウイルス感染症の現状は、第2波の到来とも思われる深刻な状況が大阪を含む大都市部を中心に生じてきています。

この状況下にあるにも拘わらず、吉村知事や松井市長は大阪市を廃止し、特別区に分割する「大阪都構想」について、秋に住民投票を実施(11月1日の予定)するとの姿勢を崩していません。

このため、『すみりんニュース』No.72号では、西脇邦雄さんの「コロナ後の世界—緊急事態宣言が示した知事の時代と広域連合— 大阪都構想の財政見通し、成長戦略、1兆円経済効果が成り立たず—」と題した原稿を掲載しました。

今号では、「大阪市廃止・分割で住民自治は拡充するのか?～介護保険事業・社会福祉協議会を事例に～」と題した原稿を大阪市議員の武直樹さんに寄稿していただきました。なお、この原稿は、大阪市市政調査会の『市政研究』2020年春207号に掲載されたものですが、『すみりんニュース』の読者の中では、あまり読まれていないと思われるため、転載させていただきました。

西脇さんの原稿では、①新型コロナウイルス感染症下で「大阪都構想」を凍結し、抜本的に見直す必要があること、②「大阪都構想」の基本的な問題が明らかにされましたが、武さんの現行では、①住民自治とは何かを明らかにした上で、②「大阪都構想」の具体的な問題点を介護保険事業・社会福祉協議会の2つの事例をとりあげておられます。

(事務局)

大阪市廃止・分割で住民自治は拡充するのか？

～介護保険事業・社会福祉協議会を事例に～

武直樹（大阪市議員）

はじめに

2020年7月19日現在、新型コロナウイルスの感染症者数につきましては、東京都では7月18日までに3日連続で200人を超え、17日には、最高更新し293人。大阪府でも50人を4日連続で超え、18日には86人と感染が再拡大している状況といえます。

いま、こうした状況の中、住民投票を行うのは不要不急ではないのか？という意見も多数ある中、住民投票に向けた準備は着々と進められています。

2020年6月19日の特別区設置法定協議会で協定書案が議決され、現在、総務省に意見を求めている状況ですが、特段の意見がなければ、「特別区設置協定書（案）」として正式決定します。その後、大阪市議会、大阪府議会では8月に臨時議会が招集され、府議会では8月28日に採決、市議会では、9月3日に採決の日程案が示されています。このプロセスを経て、「大阪市を廃止分割し特別区設置」の是非を問う住民投票が秋に行われる予定です。

「新たな大都市制度」は、①府市の機能を広域機能と基礎自治機能に再編すること②二重行政を制度的に解消し、都市の成長を担う広域自治体（大阪府）と住民に身近な基礎自治体（特別区）の役割分担を徹底させることと説明されています。

また、広域機能の一元化で、大阪の持続的発展・都市の競争力向上のための広域的課題への対応強化を実現し、基礎自治機能の充実（住民自治の拡充）によって、公選の区長・区議会が直接住民の声を聴き、地域ニーズに沿った身近

なサービスが決定・提供できるとしています。本当にそうなるのでしょうか。

市長や知事などは、現在は「バーチャル大阪都」で、府市が同じ方向を向いている人間関係で行っているから可能であり、どちらかが選挙で負けると維持できないと説明し、そのためには、大阪市を廃止して特別区を設置し、制度で担保する必要があるとしています。

本稿では、「住民自治」とは何かを確認し、大阪市を廃止分割し特別区を設置すると、基礎自治機能が充実し、住民自治が拡充されるのか？介護保険事業を具体例として取り上げ課題を明らかにします。さらに、介護保険事業とも密接に関わっている地域福祉を推進する団体である市・区社会福祉協議会の今後の課題についても確認します。

本稿は、大阪市市政調査会『市政研究』2020春207号に掲載された原稿です。大阪市市政調査会の許可を得て再掲します。

1. 住民自治とは何か

(1) 住民自治とは何か？

そもそも住民自治とは何か。その概念をまずは確認しておきます。憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定め」とされています。この「地方自治の本旨」とは何かと言うと、ほとんどの教科書で「地方自治」は、「団体自治」「住民自治」の2つの要素で構成されると解説されています。

「団体自治」とは、自治体の権能の範囲のことです。自治体の所掌事務の範囲とこれについ

て自律的に自己決定し得る権限の程度、政府間の事務権限の分担関係を言います。「住民自治」とは、自治体の職能に関する意思決定と、これに基づく事務事業の執行が、どのような仕組みのもとで、どの程度まで地域住民の意向に即して実施されているのかという側面のことです。代表機関および補助機関と地域住民との間の意思疎通の程度です。つまり、その自治体がどれぐらい住民の皆さんの声を聴いて、制度や政策をつくっているのかの程度のことを「住民自治」と定義づけられています。

(2)参加と権力

行政学者で第30次地方制度調査会会長でもある西尾勝は、地方自治における参加を権力に対置するものと捉え、参加の形態を「運動」「交渉」「機関参画」「自主管理」「住区の自治」に整理しました。

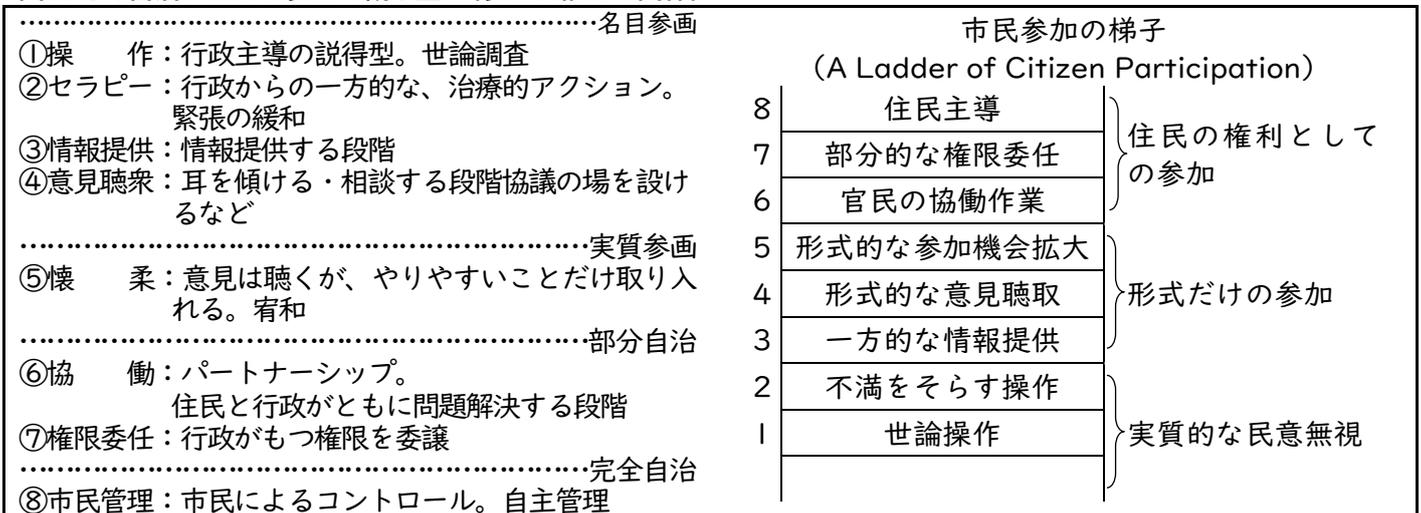
また、アメリカの社会学者シェリー・アーンスタインは、住民参加とは、住民に対して目標を達成できる権力を与えることと定義し、「市民参加の梯子」(図1)を示しました。さらに政治学者の篠原一は、市民参加を運動的側面と

制度的側面にして捉え、市民が権力に加わる度合いを基準にして、参画と自治に区別しました。

こうした整理を活用すると、政策をつくるとき、住民の参加・参画が今どの位置にあるのか理解できます。

図1で説明すると、1は、行政主導の説得型である世論操作。2は、行政からの一方的な治療的アクション。不満をそらす操作です。この2つは実質的な民意無視です。3は、一方的な情報提供。4は、話し合いの場を持ちましょうという形式的な意見聴取。5は、意見は聴くけれど、やりやすいことだけ取り入れる形式的な参加機会拡大。3から5までは形式だけの参加です。6は、行政と住民がパートナーシップを持ってともに問題解決する官民の協働作業。7は、行政が持つ権限を住民に委譲する部分的な権限委任。8は、実質的に住民が自主管理する住民主導です。6から8までを住民の権利としての参加と位置づけています。市民参加とは、市民に「権力」を与えることで、参加は「権力」を分散させます。篠原は、市民運動は、抵抗の契機をつよい運動と参加の契機をつよい運動があり、この2つが重要だとし、理由は抵抗するだけでは何も創り出せず、参加するだけでは権

図1. 地方自治における参加の概念整理(参加と権力の関係)



(出所) 図は、篠原「市民参加」、および「地域メディア研究所レポート」に筆者加筆修正

力に包絡されてしまうため、この両方のバランスが大切です。

(3)住民自治の拡充

住民自治を実現するための方法・手段はどのようなものがあるのでしょうか。住民自治は、首長、議会、住民参加、参画、運動などさまざまな回路を通じて機能します。

具体例をあげると、選挙、住民投票、政治活動などもそうです。諸法令による実現では、リコール、条例制定改廃請求などの直接請求や住民監査請求、請願、陳情などの仕組みを通じて自らの声を届けることもその一つです。行政側では、区政会議や地域協議会への参画もその一つです

ほかにも福祉計画や子どもの支援計画、障がい者の支援計画といった各部門別計画策定への当事者の参画。最近であれば行政と住民が一緒に事業をつくっていく市民提案型事業・市民協働型事業などもあります。また、パブリックコメント、政策提言、要望書提出、要求運動、抵抗運動、住民座談会、懇談会、公聴会、事業説明会、アンケート、市民モニター、ヒアリング、市民相談、苦情相談なども行政に声を届けていく具体的な方法です。

ただし、住民自治をしっかりと中身のあるものにしていくためには、私は、次の4つの条件が必要だと考えています。それは、①都市内分権（自治体内分権）、②声が届けられる仕組み、③声を届けられる住民、④コーディネートする力量の4条件です。①は決定できる権限と、財源がより近いところにあることです。②は主体的に住民が参加・参画できる仕組みがあることです。③は仕組みがあったとして、それを主体的に使いこなせる住民がいることです。④は住民の参加・参画をコーディネートすることがで

きる役所や中間支援組織があることで、これは意外と大事なことです。

たとえば、ある事業計画をつくる時、策定委員・作業委員を募集するとして、それが利害関係者のもとに届いていないことがよくあります。その参画する仕組みを当事者が利用できなければ、その募集はアリバイづくりで終わってしまいます。せっかく声を届けられる仕組みがあっても、それでは事業計画に反映できませんので、住民の参加・参画をコーディネートする力量が必要なのです。さらにその仕組みを使いこなすためには、住民自身が力をつけ主体形成していくことが必要なのです。

いま紹介した4つの条件の視点で、一部事務組合が行う介護保険事業については何が課題になるのか見ていきます。

2. 介護保険を例に、住民自治を考える

(1)一部事務組合の課題

特別区設置時の介護保険事業の事務分担については、つぎの2つの考え方により検討されてきました。1つが、地域ニーズを踏まえた各特別区による主体的な創意工夫のもとで、他の高齢者施策と一体に実施すべきといった観点から特別区で実施するという考え方。もう1つは、各特別区の主体性・独自性というのは薄れますが、特別区間での保険料やサービスの格差を生じさせないよう公平性を重視する観点から一部事務組合で実施するという考え方です。最終的には、特別区設置協定書（案）におきましては、公平性の観点をより重視するという一方で、一部事務組合による事務分担となりました。

一部事務組合とは、地方自治法284条2項により、複数の地方公共団体や特別区が、その事務の一部を共同して処理するために設置する特別地方公共団体であり、一部事務組合の判断と責任において運営していきます。

介護保険事業の事務分担の考え方には、「介護保険については基礎自治体の事務であるが、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、移行時には特別区の一部事務組合により実施」と理由づけされています。

そもそも、介護保険料は、本来住民の介護サービスを利用する量や高齢者の数によって決まりますので、ばらつきが生じて当たり前です。特別区間で介護保険料のばらつきがでないように、公平性の観点から一部事務組合にしたとのことですが、保険料については、住民が利用するサービスの見込み量が反映されるわけですから、受益と負担の関係でいけば、公平なわけです。

また、事務分担表を見ても明らかですが、介護保険事業は、一般市・町村の事務です。もちろん東京の特別区は担っています。高齢化がますます進んでいるなか、基礎自治ならではの取り組みが期待されているのです。

各特別区の主体的な創意工夫をとるのか？特別区間の保険料の差が出ないことをとるのか？両方大事なのですが、両方並び立たつことができない制度設計に無理があることが自明です。

しかしながら、どちらを取るかどうかでいえば、各特別区の主体的な創意工夫を取らないのであれば、特別区設置の意味がありません。

「介護」は、住民の皆さんの生活の身近な課題ですし、基礎自治体としての優先順位は高くニアズバターの最たるものです。

介護保険料を下げるために、介護予防に力を入れている自治体もあります。一部事務組合にしてしまうと、そんな努力もムダですしモチベーションも起こらなくなってしまいます。

結局のところ、新たな大都市制度は、広域機能の一元化と基礎自治機能の充実を掲げながら、広域の一元化が最大の目的になっていて、基礎自治機能は、ないがしろにされています。

(2)他都市の調査研究

①くすのき連合

一部事務組合の課題について、特別区設置法定協議会では、守口市、門真市、四條畷市がつくる「くすのき連合」の例を出して、知事、市長や副首都推進局は、実際に運営している似た事例があるから大丈夫と説明してきました。

しかし、2019年3月にくすのき連合は20年経って課題はどこにあるのか？自ら評価、検証を実施しています。「くすのき広域連合における介護保険事業実施に係る評価・効果検証業務」によると、「事業の政策形成、合意形成に時間を要する」、「連合の他の市の方法にあわせて方針が変えられるのでやりにくい」、「実施したいことがあっても他の2市が行ってない場合、予算をつけてもらうことができない」

「徐々にそれぞれの市の裁量にまかせられるようになってきたが、本部との調整は必要で事業の難しさを感じる」など、まさにくすのき連合も、自分たちのまちのことを自分たちで、自由に決められないと感じていることがよく分かります。

また、くすのき連合はそれぞれの自治体が自ら連合をつくることを提案し、議会で議決してつくられたのに対し、今回の一部事務組合は新たな自治体（特別区）ができる前に型にはめるもので、新たな自治体の意思決定を縛るものであり、地方自治や住民自治をないがしろにしています。

②介護保険事務の広域実施に関する調査研究

2019年3月に報告された全国の全ての市町村を対象とした「介護保険事務の広域的实施に関する調査研究」では、「広域化をしていない自治体」の98%以上は広域化を検討したことがなく、必要性が低いと考える理由は、「地域の実情に応じて行うべき」、「地域によってそ

れぞれの特色があり、施策やと取り組みの方法は様々である」などが紹介されています。

また「広域化をしている市町村の広域化の連携後の課題」は、「調整に時間がかかる」「独自の施策を反映しにくくなる」の回答が多くなっています。

基礎自治体の中で、介護保険事務がニアイズベターの最たる事務であることがよく分かります。

(3)住民自治の視点から介護保険事業を考える

①権限と財源が近くにない

一部事務組合は、法律に基づく地方自治体の一つで、特別区とは別の自治体になります。まず、何が課題なのかと言うと、特別区長が実施したい政策を実施できないことです。一部事務組合には4つの特別区長が入り、いずれかの特別区長が管理者となって運営されます。ある特別区長がやりたいことがあっても、4人の特別区長で話し合いをして決めなければならないからです。

また、それぞれの特別区には介護保険事業がありませんから4つの特別区議会から議員が選出され一部事務組合議会で、議論し決定することになります。一部事務組合議会がどれくらいの頻度で開催されるのか。またどの程度、議員の声が届くのかもわかりません。少数会派の議員が選ばれることも難しくなります。

ケアマネジャーでもある私が、介護保険事業について何か提案したくても、特別区議会の議員選挙で選ばれるだけでは一部事務組合の議会の議論に参加できなくなるわけです。

また、各特別区の要望をどのように利害調整していくのか、一部事務組合の職員採用はどのように実施するのも課題になってきます。

介護保険は、事務分担では一般市・町村で担える事業ですし、東京の特別区も担っています

が、一部事務組合では、決定できる権限や財源が近くにありません。これが1つ目の課題です。

②声を届けられる仕組みが遠くなる

2つ目の課題は、主体的に住民が参加・参画できる仕組みがあるのか？という点です。

介護の課題は、住民に身近な基礎自治行政の最たるものです。しかし、特別区の介護保険事業計画は、特別区では策定できず、一部事務組合が策定することになります。先ほど確認したように、選挙で選ばれた特別区長は介護保険事業で独自のことをしたくてもできません。議員も一部事務組合議会となり声が届きにくくなります。

本来であれば、特別区の介護保険事業計画の策定に、住民が参加、参画し地域ニーズを踏まえた各特別区による主体的な創意工夫のもとで、他の高齢者施策と一体に実施することができるのですが、今回の設計ではできません。一部事務組合が策定する介護保険事業計画への住民参加はどのように担保するのでしょうか？本当に地域の特性にあった計画が策定できるのでしょうか。

また市民は、いまの大阪市議会では、議会に直接陳情や請願をあげることができですが、一部事務組合議会にそんな仕組みが保障されるのかもわかりません。現在の一部事務組合議会にはそのような仕組みはありません。

たとえば、介護保険の認定調査申請処理は法律上30日で認定結果を出さなければならないのに、現在、大阪市では50日以上もかかっている問題になっています。私も議会を通じて大阪市に改善を求めている福祉局からは、「改善する」との答弁をもらっていますし、市民も陳情という形で議会に直接声を届けています。一部事務組合議会には、こうした陳情などの仕組みがあるのでしょうか？改善を求める声が増えます

届かなくなります。また、特別区単独で改善策が考えられないのです。今より声が届かない点は、明らかに、基礎自治機能の後退です。

本来なら地域に根ざして行っていく地域包括支援センターの運営や、認知症関連施策、地域包括システム構築の要となる生活支援コーディネーターなど介護の現場の皆さんからすると、現在でも遠いと感じている声をたくさんお聴きするのですが、一部事務組合になりさらに遠くなり声も届けるのが難しいというのであれば、医療や介護の多職種連携、地域包括ケアシステムの構築などほんとに実現できるのでしょうか？

3つ目の課題は、いま述べたように参加・参画できる仕組みが弱くなるため、仕組を主体的に使いこなせる住民や介護に関わる専門職がいたとしても、声が届けられなくなってしまうです。

4つ目の課題は、住民の参加・参画をコーディネートすることができる特別区役所や中間支援組織である特別区社会福祉協議会があったとしても、特別区に事務権限や財源がないため施策化していくことが、大変困難になります。

「基礎自治機能の充実（住民自治の拡充）によって、公選の区長・区議会が直接住民の声を聴き、地域ニーズに沿った身近なサービスが決定・提供できる」こととはかけ離れています。

結局のところ、新たな大都市制度は、広域機能の一元化と基礎自治機能の充実を掲げながら、広域の一元化が最大の目的になっていて、基礎自治機能は、ないがしろにされていることがよく分かります。

(4)地域福祉を推進する社会福祉協議会はどうなる？

もう1つ大きな課題があります。大阪市社会福祉協議会と、24区社会福祉協議会は特別区ができると解散になるという課題です。

現在、大阪市の介護保険事業にかかる様々な業務委託をうけている大阪市社会福祉協議会と各区社会福祉協議会が特別区設置により解散してしまうという課題です。存在しなくなります。

社会福祉協議会は社会福祉法に基づいて、市町村特別区と行政区のなかに1つしか設置できない組織と位置付けられているので、大阪市と行政区がなくなると解散になり、特別区社会福祉協議会のみでの設置になります。大阪市社会福祉協議会は廃止、4つの特別区社会福祉協議会に分割となりますし、24区社会福祉協議会は特別区社会福祉協議会へ吸収合併でしょうか。

大阪市のホームページに掲載されている「平成30年度委託料支出一覧」（表1）をみると介護保険事業会計で24億あまり、介護保険事業ではありませんが、一般会計で、15億あまり、大阪市・24区社会福祉協議会に委託しています。このように多額の業務委託について、委託する側は大阪市から一部事務組合になり、受託する側の大阪市・24区社会福祉協議会は無くなります。一体どうなっていくのでしょうか？また、社会福祉協議会はその名前のとおり各種団体が参画して組織されています。再編に伴い、連合振興町会、地区社協、老人クラブ、障がい者団体、ボランティア団体など各種団体の影響についても大きな課題があります。



表1.社会福祉協議会に対する大阪市の委託事業一覧(2018年度)

○一般会計	○介護保険事業会計
・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	・要介護認定・障がい支援区分認定調査業務(概算契約)
・大阪市城東区地域福祉活動推進事業(研修・啓発)業務委託	・要介護認定調査委託(単価契約)
・休日夜間福祉電話相談事業(長期継続)	・老人福祉センター管理運営業務
・成年後見支援センター事業(長期継続)	・介護予防ポイント事業管理業務
・障がい支援区分認定調査業務	・住民の助け合いによる生活支援活動事業管理業務(2ブロック)
・認知症サポーター地域活動促進事業	・介護予防教室事業業務委託(単価契約)
・地域包括センター連絡調整事業	・地域包括支援センター運営関連事業(包括支援業務)
・老人福祉センター管理運営業務	・認知症初期集中支援推進事業
・大阪市生活困窮者自立支援事業(相談支援)	・家族介護支援事業
・大阪市こどもサポートネット	・地域包括支援センター連絡調整事業
・大阪市社会福祉研修・情報センター管理運営業務	・生活支援体制整備事業
・要介護認定・障がい支援区分認定調査業務委託	・おおさか介護サービス相談センター事業(長期継続)

(出所) 大阪市「平成30年度委託料支出一覧」

こうした課題は、特別区設置協定書には記載はなく、大阪市にお聴きすると、住民投票の結果を踏まえて社会福祉協議会自体が判断することでした。社会福祉協議会の中では、議論はどこまで進んでいるのでしょうか？

特別区設置にともなう社会福祉協議会の組織の整理・再編にはかなりの協議、調整、検討が必要で、力量も求められます。本来であれば、社会福祉協議会の解散により市民の皆さんにどのような影響があり、どのようなメリット、デメリットがあるのかを住民投票の前に示すことが真摯な対応ではないでしょうか？

終わりに

本稿では、「住民自治」を拡充するための4つの条件を設定し、具体的に介護保険事業を取り上げ、大阪市を廃止分割し特別区を設置すると、基礎自治機能が充実し、住民自治が拡充されるのか、課題を明らかにしてきました。

介護保険事業の事務は、一部事務組合が担うことになり、権限、財源が現在の大阪市よりも

遠くなります。そのため、介護保険事業に対して主体的に施策に声を届けたい、改善したいと考える住民や専門職が存在しても、参加・参画できる仕組みが弱くなるため、いまよりも声が届きにくくなります。

また、住民や専門職の声を施策に反映したいと考える特別区役所や中間支援組織である特別区社会福祉協議会があったとしても、特別区に介護保険事業の事務権限や財源がないため、施策化していくことが大変複雑、困難になります。さらに、大阪市社会福祉協議会と、24区の社会福祉協議会は特別区が設置されると解散になるという課題もあります。

本来であれば、介護保険事業を一部事務組合で行うという案件、大阪市社会福祉協議会が解散になるという案件、24区の社会福祉協議会が解散になるという案件ひとつひとつ丁寧に住民や専門家の皆さんにも参加・参画していただきながら、議論を行い、メリット、デメリットを明らかにしておく必要があります。

しかしながら、特別区設置協定書の中では、一部事務組合は、簡単に記載されているだけで、社会福祉協議会の解散は記載されていません。こうした特別区設置協定書に出てこない課題は、住民投票が終わった後にしか、メリット、デメリットがわからないのです。これでいいのでしょうか？

専門職であるケアマネジャーたちは、勉強会を始めました。ほとんどのケアマネジャーは介護保険事業が一部事務組合で設計されていることを知りません。地域の特性にあった事業をそれぞれの特別区で実施していくことができると考えています。

社会福祉協議会に関係する役職員についても解散についての理解が進んでいないのが現状です。解散した場合の市民にとってのメリット、デメリットはどうか？住民投票が実施される前の今、明らかにしておく必要があります。

住民投票を実施するとき、課題を見えにくくして議論を先送りして、新しくできる自治体や議会や住民の皆さんに丸投げして、責任を押し付けるのは、住民投票にかける側として不誠実で、真摯さに欠けていると考えます。いまこそ、住民の主体力形成を支援する社会福祉の専門職（ソーシャルワーカー）の役割が問われているのではないのでしょうか？

参考文献・資料

- 『新たな大都市制度に向けて』2019年5月15日/日本記者クラブ会見資料
- 「参加の形態」西尾勝/『権力と参加(東大社会科学叢書)』/東京大学出版会/1975/pp.62-70
- シェリー・アーンスタイン「住民参加とは、住民に対して目標を達成できる権力を与えること」
“It is the redistribution of power that enables the have-not citizens, presently excluded from the political and economic processes, to be deliberately included in the future.”

Sherry.R.Arnstein (1969) “A Ladder of Citizen Participation” 「Journal of American Institute of Planners」 Volume 35, pp.216-224
http://lithgow-schmidt.dk/sherry-arnstein/ladder-of-citizen-participation_en.pdf

(2020年3月24日アクセス)

- 篠原一/『市民参加(現代都市政策叢書)』/岩波書店/1977/pp.101-102
 - 地域メディア研究所レポート
<https://com212.com/212/report/21seiki/jyoho/jyoho02.html> (2020年3月25日アクセス)
 - エム・アール・アイ・リサーチアソシエイツ株式会社/平成30年度厚生労働省老人保健事業推進等補助金『介護保険事務の広域的实施に関する調査研究事業報告書』2019年3月
 - 三菱UFJリサーチ&コンサルティング/『くすのき広域連合における介護保険事業実施に係る評価・効果検証業務』/2019年3月
 - 大都市制度(特別区設置)協議会『特別区制度(案)03事務分担』/2019年12月26日資料
- 図1は、参考文献などから筆者作成

■住吉隣保事業推進協会のうごき

隣保館の事業再開について

新型コロナウイルス感染症拡大防止にともなう非常事態宣言が大阪府でも発令され、住吉隣保事業推進センターにおきましても、4月6日より、貸室事業をはじめとするいくつかの事業を停止しておりました。

しかし、大阪府(大阪市を含む)の休業要請が解除されたことをうけて、当センターにおきましても6月1日より事業を再開しております。この間、皆様には大変ご不便をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

事業再開にあたっては、大阪府より感染拡大予防に関する対策が求められており、当セン

ターの利用者の皆様にも留意事項を守っていた
だいております。

なお、今後も国や大阪府・市の方針変更に応
じて、当センターでも事業を再び停止させてい
ただく場合がございます。ご理解のほどよろし
くお願いいたします。

【当センターを利用する際の留意事項】

1. 来館時前の体調と体温チェック
2. 貸室利用時、講座参加時は、 「3密（密閉・密集・密接）」を避ける
3. 石鹸でのこまめな手洗い、 手指消毒用アルコールによる消毒
4. 当日参加者の名簿の管理（連絡先含む）
5. 大阪コロナ追跡システムの利用 （可能な限り）

理事会、評議員会を開催しました



リモート参加を導入して行った評議員選定委員会

さる2020年5月27日(水)に理事会、6月
19日(木)定期評議委員会を、それぞれ午後7
時より住吉隣保事業推進センターで行いました。
主な議題として、2019年度事業報告、決算報

告、任期満了に伴う役員改選が行ない、承認さ
れました。

評議員の選定あたっては、5月15日(金)午
後2時に、理事会、評議員会に先立ち、評議員
選定委員会を開催し、新評議員が選定されまし
た。

また、全世界に渡り大きな影響を及ぼしてい
る新型コロナウイルス感染症への対応について、
法人経営、事業運営についての検討がされまし
た。隣保事業の中で、コロナ禍で影響を受けた
人にどのように対応すべきかなどが協議されま
した。

ご寄付のお礼・お願い

以下、2020年4月1日以降、ご寄付をいただ
いた個人・団体です。

友永健三、福井敏光、戸根和子、阿久澤真理子、
部落解放同盟大阪府連合会住吉支部、友永香
鶴子

〈順不同・敬称略〉

この他にも、3名の個人からご寄付をいただきま
した。ご本人の意思により、お名前の公表は控え
させていただきます。

合計金額:715,000円

この紙面にて、厚く御礼を申し上げます。ありがと
うございました。

当法人では、総合生活相談（無料法律相談含
む）、自主学習支援事業、就労支援事業、居場所・
食育事業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、
図書事業、人権教育推進事
業などを公益目的事業とし
て実施しています。

具体的には、支援を要する
方々の身近な相談場所とし



て、学習支援の場所として、また地域の誰にも開かれた交流の場所・居場所として、人権啓発の研修、講座、人権のまちづくりの拠点としての様々な事業を実施しており、これらは皆様のご寄付によって支えられています(ご寄付は、個人からだけでなく団体からも受け付けております)。いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます。私たちの取り組みに、ご理解とご協力をぜひお願いいたします。なお、公益法人に対してご寄付された方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人または法人の所得から一定額が控除されます(詳しくは事務局までご相談ください)。

【ご寄付の方法】

下記、口座にて銀行振込によるご寄付を受け付けています。直接事務局へのご持参いただいても結構です。

<事務局> 住吉隣保事業推進センター
大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15
電話 06-6674-3732

*ご寄付の際には、寄付申込書に必要事項をご記入いただきます。

<振込先口座①>

みずほ銀行 住吉支店(店番号:471)
普通口座(口座番号:1606068)
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

<振込先口座②>

大阪信用金庫 住吉支店(店番号 041)
普通口座(口座番号 0115047)
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

賛助会員を募集しています!

以下、2020年4月1日以降、賛助会員への新規入会をいただいた個人・団体です。

阪木奈穂美、住田次郎、ヤマダカフェ
<順不同・敬称略>

この他にも、1名の方が入会していただきました。ご本人の意思により、お名前の公表は控えさせていただきます。

この紙面にて、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙『すみりんニュース』をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

<年会費>

個人:3,000円
団体:10,000円

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。



「すみりん」ホームページを全面改訂しました！

地域住民の自立支援や共生社会の実現、生きがいづくりや健全育成を通じて、人権感覚や人権意識の向上を図ることを目的として活動をおこないます。

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会



開館時間 9:00～21:30（月～土曜日）

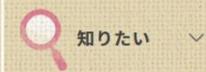
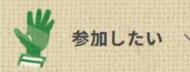
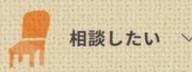
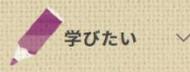
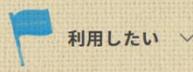
休館日 日曜・祝日、及び12/29～1/3を除きます。



06-6674-3732

※番号をよくお確かめの上、おかけください。

HOME | すみりんについて | 貸室案内 | セミナー・講座情報 | ご利用案内 | インフォメーション | アクセス | お問い合わせ



－ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う再開のお知らせ －

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
休業要請解除後の貸室再開について

住吉隣保事業推進協会 5つのつながり

- 地域のつながり
- 人のつながり
- 健康のつながり
- 歴史のつながり
- 世代のつながり

貸室予約可能時間 9:30～21:00

公共の施設と同等料金で使いたいときに使えるスペース

駅近でアクセスしやすい
南海高野線「住吉東駅」東口改札を出てすぐ左へ100m。

すみよし隣保館寿図書館のご案内

利用者様から、これまでの住吉隣保事業推進協会（「すみりん」）のホームページは、探したい情報が見つかりにくいなどのお声をいただいております。

この度、WAM 助成を活用させていただき、ソルト／シーアール様にデザインや構成をお願いし、ホームページを全面改訂いたしました。

これまで以上に、探したい情報を見つけやすく、親しみやすいものになっています。ぜひ、ご活用ください。なお、スマートフォン版ホームページも全面改訂しています。

今後も、「すみりん」に対する温かいご支援をお願いいたします。

■公益財団法人 住吉隣保事業推進協会

ホームページアドレス <http://sumiyoshi.or.jp>

*「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行いたします。



